

吹田市屋外広告物条例及び 吹田市屋外広告物条例施行規則の骨子案

1 趣旨

現在、本市における屋外広告物の規制・誘導は、大阪府屋外広告物条例の運用により行われています。本市では、景観特性、土地利用特性等の実情を踏まえた本市独自の屋外広告物の規制について、調査・検討を進めてきました。

令和2年4月1日に予定している中核市移行に伴い、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的として、吹田市屋外広告物条例を制定するほか、基準を定める規則を制定するものです。

2 規制の対象となる広告物等の範囲の変更

(1) 車両（電車・路線バス・広告宣伝車）を利用するものを規制の対象に追加します。

(2) 禁止物件（(3)の自家用広告物等を除き、広告物の表示・掲出を行ってはならない物件）に以下の物件を追加します。

ア 吹田市みどりの保護及び育成に関する条例の規定により指定された保護樹木及び保護樹林並びにこれらの支柱等

イ 電柱

ウ 電話柱

エ アーケード柱及びアーチ

(3) 表示面積が7㎡以下の自家用広告物が適用除外となっているところを、表示面積が5㎡以下の自家用広告物を適用除外とします。

3 規制対象区域の種類及び該当区域の変更

(1) 禁止区域（(3)の自家用広告物等を除き、屋外広告物の表示・掲出が禁止される区域）について、以下の地域及び場所を追加します。

ア 第2種低層住居専用地域

イ 生産緑地地区

ウ 吹田市文化財保護条例の規定により指定された地域のうち、市長が指定するもの並びに同条例の規定により指定された史跡・名勝等に指定された地域

(2) 許可区域における許可基準を変更します。

ア 土地利用の状況に応じて3つの区域を設け、各区域の特色に適した許可基準を設定します。

「重点制限区域」：第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域の区域

「一般制限区域」：重点制限区域、制限緩和区域以外の区域

「制限緩和区域」：商業地域、近隣商業地域の区域

イ さらに、吹田市景観まちづくり条例により景観形成地区として指定された地域のうち、市長が指定した地域において、許可基準の上乗せを行います。

(3) 地域特性に応じた良好な景観の保全、風格のある街並みの形成又は活力に満ちた賑わいの創出のため必要があると認められる地区などにおいて、屋外広告物に関するルール等を強化又は緩和する以下の地区を定めることができるようにします。

ア 広告景観特定地区

市が「広告景観特定地区」として指定し、屋外広告物規格基準（広告物等の位置、形状、色調等）の強化や緩和の内容を定めることができるようにするもの。

イ 広告物協定地区

一団の土地の所有者等が一定の区域を定め、その区域における広告物に関する協定を締結し、市の認定を受けることで、地域住民の自主的なルールによりコントロールできるようにするもの。

4 事前協議

広告物の表示又は掲出物件の設置の許可を受けようとする者は、申請の前に内容について市長と協議を行うこととします。

5 屋外広告業の登録

大阪府屋外広告物条例に基づく屋外広告業の登録を受けている者は、その旨を本市に届け出ることにより、本市の登録を受けたものとする大阪府の登録を受けた者に関する特例を追加します。

6 施行予定日

令和2年（2020年）4月1日